

入院患者様へお知らせ

厚生労働省の「選定療養及び特定療養費制度の変更」により、180 日超え入院の場合は、入院料の一部が保険給付対象外となり、患者様にその一部を負担して頂く事になりました。

- ①同一の疾病又は負傷により、当院又は他の医療機関に入院した場合には、これらの保険医療機関において通算入院日数が 180 日を超える場合
- ②現に入院している保険医療機関において、同一の疾病又は負傷による入院の通算日数が 180 日を超える場合、又は継続入院日数が 180 日を超える場合
- ③その他「選定療養及び特定療養費制度の変更」に該当する場合

*当院では、下記の金額を負担して頂きますのでご了承ください。

2024 年 6 月 1 日から 1 日 2,409 円(税込)